

会計監査人設置義務の範囲について

会計監査人設置義務法人

- 会計監査人設置の基準については、最終会計年度の収益30億円／負債60億円を超える法人。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制を構築し、社会福祉法人への信頼を確立するとともに、法人の経営力強化・効率的な経営の観点からも、一定の規模を超える社会福祉法人に会計監査人による監査を義務付け、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが重要である。
- 会計監査人の導入については、①選任までに、予備調査を含め、一定の期間が必要であるほか、②監査を受ける社会福祉法人及び監査を実施する公認会計士等の双方において、会計監査人制度・社会福祉法人制度等への理解及び態勢整備等の準備が必要である。
- 会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当であり、具体的には、以下のとおり。

- 平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
 - 平成31年度、平成32年度は、収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
 - 平成33年度以降は、収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人
- と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

会計監査人設置義務のない法人

収益30億円(負債60億円)以下の法人

収益10億円(負債20億円)～収益30億円(負債60億円)の範囲の法人については、段階施行により、会計監査人設置義務の対象としていくことを予定している。(ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。)